

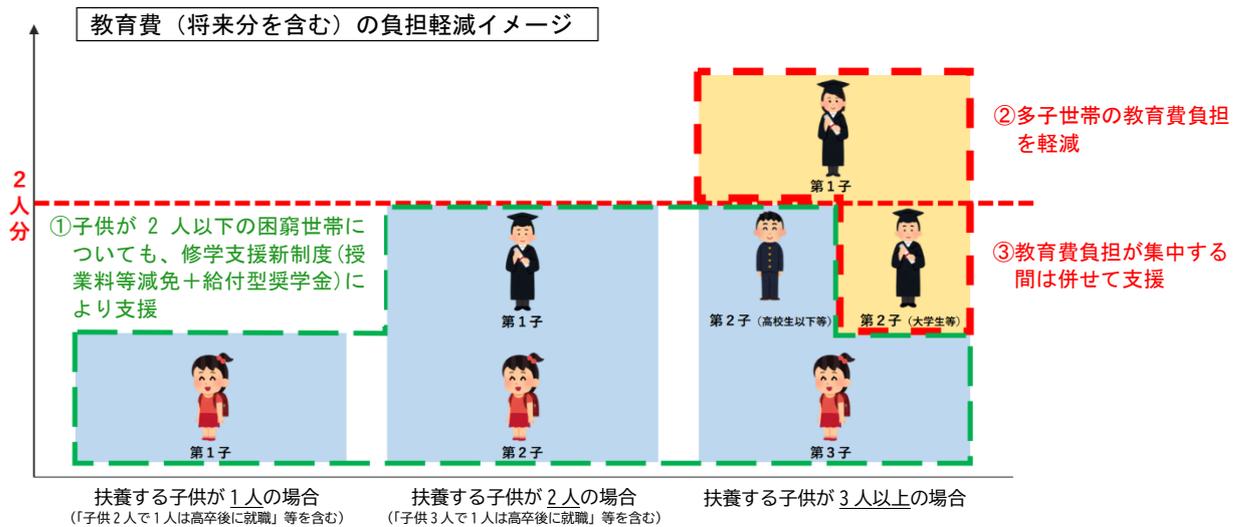
多子世帯への授業料・入学料の無償化について

1 制度の概要

子供を3人以上同時に扶養している世帯は、所得制限なく、同時に扶養している間の授業料及び入学料が無償となる制度です。支援要件を満たす学部学生（新生入生及び在学学生のいずれも）が対象となります。

2 支援の考え方

[1] 「同時に多くの子供を扶養して家計負担が重くなっている時期」の教育費の負担を軽減し、子供が何人いても「負担を最大2人分まで」にします。



<目指す効果の例>

- 「教育費が障害となって、理想の子供の数を持ってない」といった状況を改善。
- 多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。

[2] 多子世帯であれば子供全員が対象となる制度ではありません。子供を **3人以上同時に扶養している間にあって、学部学生として在学している者が対象**となります。

例えば3人きょうだいで、長子が卒業後に就職して扶養から外れ、扶養する子が2人になった時点で、第2子と第3子は支援を受けることができなくなります。

3人きょうだいの場合

	第1子が大学へ進学 (扶養する子供の数：3人)	第2子が大学へ進学 (扶養する子供の数：3人)	第1子が卒業後に就職 (扶養する子供の数：2人)
社会人			扶養から外れる
大学生	支援対象	支援対象 支援対象	支援対象外
高校生以下			

3 支援の概要

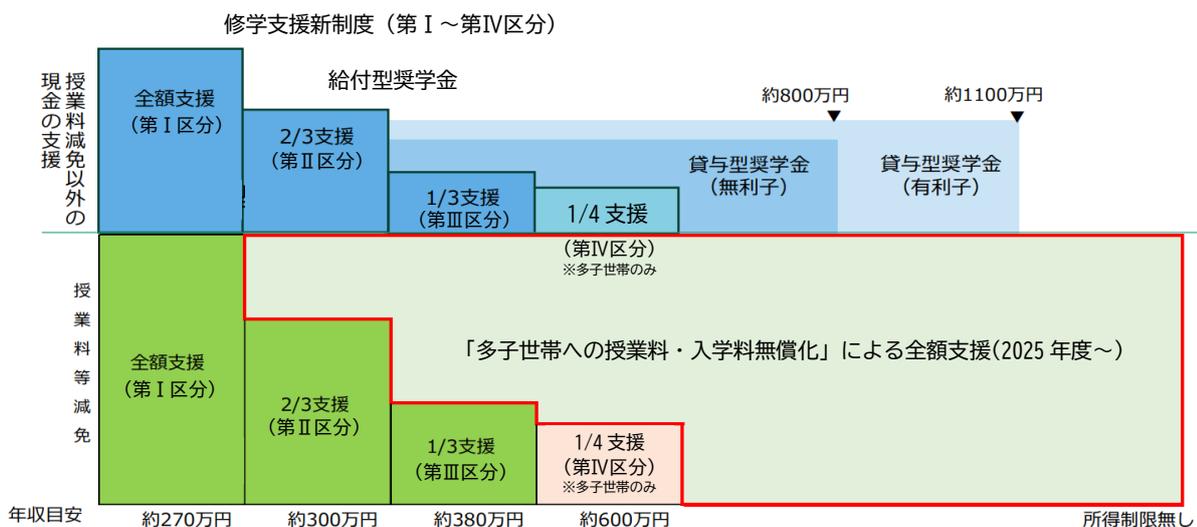
- [1] 対象 … 子供を3人以上同時に扶養（市町村民税情報により確認）している世帯の子である学部学生
※「子供を3人以上」とは、「税情報より確認できる子供の数」＋「税情報に反映されていない新たに出生した子供の数（別途手続必須）」が3人以上をいいます。
- [2] 内容 … 対象学生にかかる授業料（約54万円/年）と入学料（約28万円）を減免
※ 対象学生又はその世帯に、授業料等相当額（現金）が支給されるものではありません。
- [3] 要件 … 所得制限はないが、一定の学力基準（申請時審査、留年・成績不振による打ち切り）と資産要件（3億円未満）あり
- [4] 申請 … 修学支援新制度の「在学採用（4月又は9月）」に申請
※ 学生支援課で申請書類等を受領し、必要書類を用意して申請してください（期限厳守）。
※ 多子世帯支援は給付奨学金の収入基準外であっても JASSO による判定によって対象者を決定しますので、必ず給付奨学金の申請手続を行ってください（授業料減免のみの申請はできません。）。

4 JASSOの経済的支援制度との関わり

日本学生支援機構（JASSO）の支援制度には、「修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金の一体支援）」と「貸与型奨学金制度」があり、「多子世帯への授業料・入学料無償化」は修学支援新制度の枠組みの中で実施されます（世帯収入に応じて給付奨学金の支援もあわせて受けられます。）。

なお、貸与型奨学金制度の支援を希望する場合は、別途申請が必要です。

- [1] 「多子世帯への授業料・入学料無償化」の対象学生が修学支援新制度に申請し、第Ⅰ区分（住民税非課税の世帯）に採用された場合は、授業料・入学料及び給付型奨学金ともに全額支援されます（現行制度のとおりで、増額支援はありません）。
- [2] 上記[1]と同様に、第Ⅱ～第Ⅳ区分に採用された場合は、授業料・入学料は「多子世帯への授業料・入学料無償化」により全額免除（増額支援）され、給付型奨学金は従来どおり、全額の「2/3（第Ⅱ区分）」、「1/3（第Ⅲ区分）」又は「1/4（第Ⅳ区分。多子世帯のみが対象）」の支援が受けられます。



<お問い合わせ先>

琉球大学学生部学生支援課（共通教育棟1号館1階）

授業料免除担当 TEL：098-895-8135

奨学金担当 TEL：098-895-8136



学生生活支援情報 HP



文部科学省サイト